

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広野町長 遠藤 智

市町村名 (市町村コード)	広野町 (075418)
地域名 (地域内農業集落名)	北迫 (北釜、下北迫、上北迫)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①地区内のほ場整備が終了し、水稻作付等が可能な農地(72ha)の8割(56ha)を担い手が受託しているが、地域内で41haは自己保管理されている。
- ②担い手8名の平均年齢は64歳で、10年後に80歳を迎える担い手が2名、後継者問題を今から検討する必要がある。
- ③北迫地区の担い手は広野町内の他の地区でも営農活動を行っていることから、更なる農地集積は担い手の負担が大きいことが懸念される。
- ④水稻以外の作物について、一部、直売所用野菜やハウスぶどうが作られているが、地区全体で取組ができる作物の検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ①担い手の意向に基づく農地集積・整備
- ②スマート農業導入による農作業の効率化
- ③高効率な新たな作物の導入(保管理地の活用)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	40.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

営農可能な農地のほか、保管理が必要な農地についても担い手が受託できる条件づくり

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
①当地区で位置付けた担い手(8名)への農地集積を図ること。 ②担い手の中で効率的営農活動をめざし農地の団地化を図るため、作業農地の交換など柔軟な対応を図ること。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する農業者は原則として農地中間管理機構に貸し付けるよう誘導し、担い手とマッチングすること。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区に位置付けた担い手の高齢化によるリタイア対策として、他の担い手への再委託に加え、新規就農者を呼び込むため、移住・定住対策を活用し広野町産業振興課を窓口に加えて、双葉農業普及所、福島県農業振興公社就農支援センター及び広野町移住相談窓口と連携しながら取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
10年後の担い手対策として、新規就農者の呼び込みと育成を行うとともに農業協同組合の農業支援サービスへの農作業委託を活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況)づくりや、新たな捕獲人材を募集し地域で育成していく。
- ②特別栽培米の拡大に加え、有機栽培にも取り組んでいく。
- ③スマート農業活用で水田の水遠隔管理やドローン肥料散布など農作業の効率化を図っていく。
- ⑦地域の環境を維持するため、遊休農地など保全管理が必要な農地について担い手が受託して管理できる体制を構築していく。